

交通基本法制定後の労働組合 の対応について

2012年5月24日

早稲田大学

戸崎 肇

交通産業における安全と社会認識

* GWにおけるツアーバスの事故が提起したもの

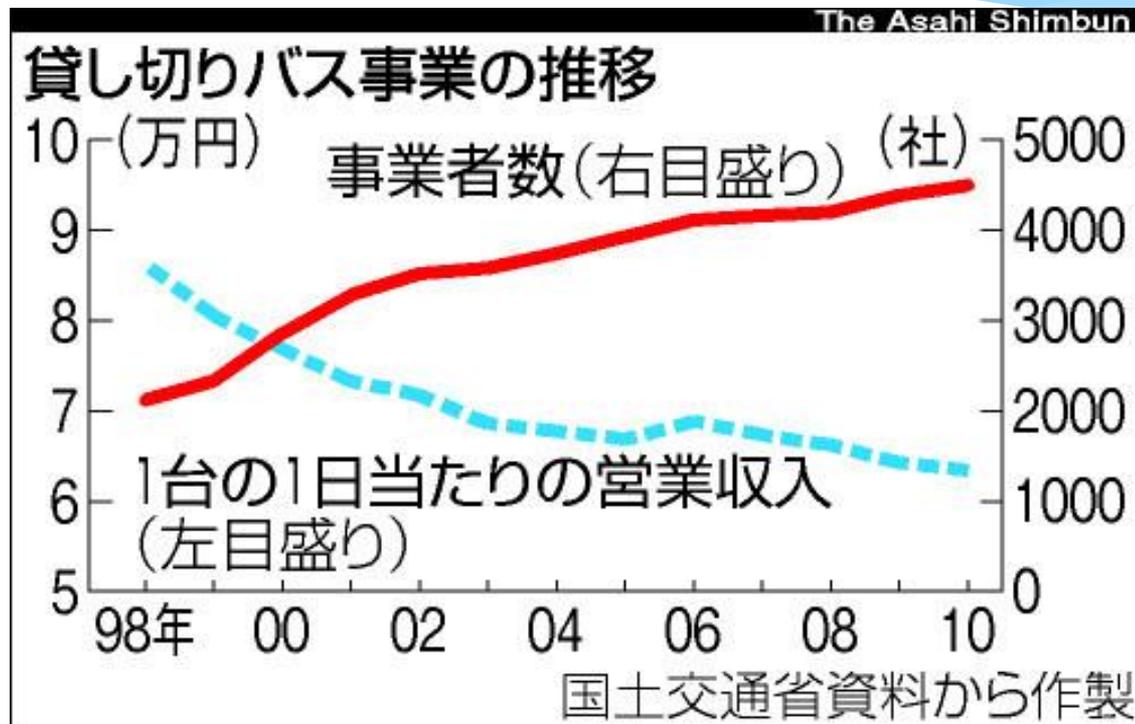


過去における教訓は生きてきたのか



安全を担保するための労働環境

* 交通基本法の中での取り扱い



交通の社会的重要性の再認識

- * 3. 11が提起した問題
- * ⇒日常生活における公共交通の必要性の再認識
- * ⇒首都圏における帰宅難民の大量発生



地方社会における交通



岩泉線 国鉄色キハ52 岩泉 (C) 2005 やまてつほーむページ

交通政策と他の社会政策との連動性

- * 個々の地域社会に適合した交通政策策定の必要性
- * ⇒社会ニーズの吸い上げ、編集機関としての労働組合の役割



交通基本法の制定と関連施策の充実に向けて — 中間整理のポイント —

問題意識

- くるまを使える者と使えない者の間に発生している「交通の格差社会」を解消し、急速な高齢化が進むなかで人々の社会参加の機会を確保していくためには、移動する権利を位置づけていくことが必要ではないか。
- 環境にやさしい交通手段に転換していくと同時に、交通網の充実により地域の活性化につなげていくことが必要ではないか。

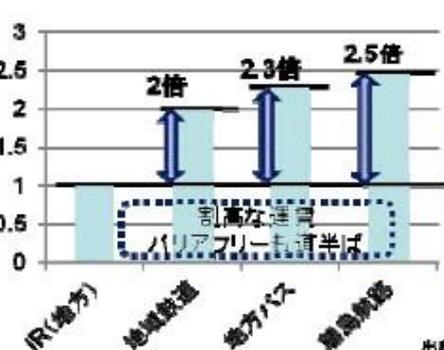
高齢化の進展



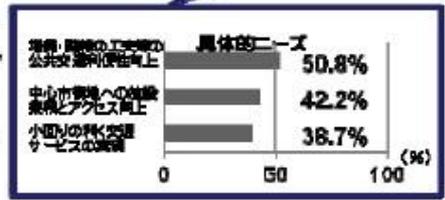
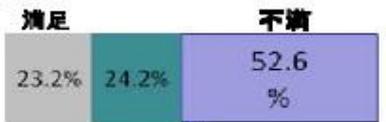
出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所資料

公共交通の低いサービス水準

<JR(地方)の運賃を1とした場合の水準>



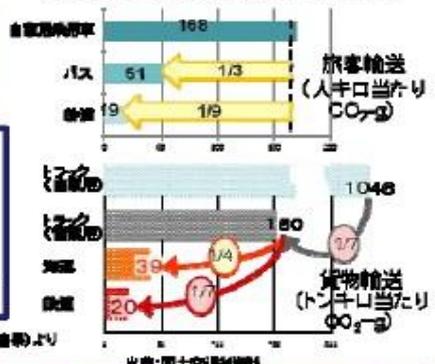
公共交通に対する不満度



出典：7年連続国土交通白書 全国乗客乗車抽出調査(地方部の乗客輸送より)

地球環境問題への対応の必要性

<輸送機関別のCO2排出原単位>



出典：国土交通省資料

移動権の保障と支援措置の充実

- ◆ すべての人々が健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な「移動権を保障」すべき。それには、地域公共交通を維持・再生し、活性化することが必要。
- ◆ 住民、自治体、交通企業などの地域の関係者が望ましい姿を構想し、持続可能な方策を構築することが基本。
- ◆ 国の支援措置は地域の自主性を尊重することを基本に拡充・再構築が必要。
- ◆ 国の補助制度は、予算を拡充するとともに、地域の協議会の自主的な取組みに対して一括交付する仕組みへ。
- ◆ 交通分野において、健康者が移動困難者を支え合う「共助」の視点を加え、「公助」の内容を大幅に拡充すべき。



環境にやさしい交通体系の実現

- ◆ 経済的誘因(インセンティブ)等により、環境にやさしい交通体系の実現が必要。自転車、バス、路面電車、鉄道などが充実した「歩いて暮らせるまち」へ。
- ◆ 法律、予算、税制を組み合わせた通勤交通のグリーン化を推進すべき。
- ◆ 経済的誘因や交通規制の活用による都市部の渋滞対策が必要。
- ◆ 効率的な輸送機関を荷主が選択する魅力や誘因の充実により貨物輸送の自営転換やモーダルシフトを推進。
- ◆ 環境負荷の少ない都市・国土構造に誘導。

地域の活力を引き出す交通網の充実

- ◆ 交通網の充実により、人々がたくさん集まり、「賑わい」のある、「住んでよし、訪れてよし」の魅力的なまちづくり、地域おこしへ。
- ◆ 「幹線交通網の総点検」により、今後の幹線交通体系を総合的な視点から再検討。
- ◆ 都市内、都市間の交通網は、日本国民のみならず、訪日外国人にとっても必要であり、世界の公共財。日本発の新しい交通技術を海外にも普及へ。

交通基本法

- * ○基本理念等

- * 交通に関する施策について基本理念等を定める。

- * ○責務

- * 国、地方公共団体、事業者、施設管理者、国民など関係者それぞれの責務を定める。

- * ○基本的施策

- * 国及び地方公共団体が講ずる交通に関する基本的施策について定める。

- * ○交通基本計画の策定

- * 交通に関する施策の目指すべき姿を国民目線、利用者目線からわかりやすく提示。

- * 今後の具体的目標を設定。

- * ○年次報告

- * 交通の動向及び政府が交通に関して講じた施策について、毎年国会に報告を行う。

地域協議会の機能強化 ⇒ 地域間格差の是正



交通基本法と財源問題

- * 社会資本整備特別会計の再編など、どこからどのような形で予算を捻出するか



物流政策の位置づけ



ご清聴ありがとうございました。

